

標題 : 香川県丸亀市職労組合員「小野坂香織」さんの公務外災害認定  
取り消し判決に対する打電行動について（要請中止）

発信番号 : 自治労発2025第0440号  
発信日付 : 2025年4月22日  
宛先（団体） :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日の活動に敬意を表します。

さて、自治労発2025第0405号でお知らせしましたが、本日、高松高等裁判所において敗訴の判決が言い渡されたため、緊急打電行動は中止させていただきます。

この間、裁判を通じて、心療内科の専門医による意見書など多くの新証拠の提出や、2回に渡る嘆願書名の提出、また、控訴審では、「自宅残業」および「夫に送っていた帰宅を知らせるLINEのメッセージ」に対する一審の判決理由への反論や、量的過重性だけでなく、質的過重性を総合的に考慮することなどを記載した理由書を提出し、公務外認定処分の取消を求めてきました。しかし、高松高等裁判所は1回の口頭弁論で結審し、十分な審理を行わないまま地裁判決を追従する判決を行いました。このことは、明らかに業務に起因し倒れた公務労働者を守る気が感じられない内容であり、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

今後の対応については、原告および弁護団において、協議するとお聞きしています。1日も早く小野坂香織さんの容体が回復されることを切に願います。